

成年年齢引き下げに対応した高校生への消費者教育について －教科に関する教育活動と家庭教育－

渡津 英一郎

サマリー

民法が改正され、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられた。法案が通過した今、求められるのは充分な知識を授け自覚を促す教育と、法的に保護されなくなった新たな成年者への代替的な施策である。

高校には、主として公民科中心に、教科指導の早急な対応が求められている。新たな事態に対処するためには、従前の指導だけで充分ということではない。これまでの学習内容に工夫を重ね、より多くの時間を確保した上で指導が必要である。

何よりも、消費者教育は歴史的には家庭が大きく関係してきている。当面の変化に対応した実践的な教育を充実させるには、高校は家庭と地域・関係機関の協力を得ることが必要である。なかでも家庭とは、今後、当面の間、様々な連携した教育活動を推進していかねばならない。

キーワード：民法 成年年齢 高校 消費者教育 家庭教育

(2)

成年年齢引き下げに対応した高校生への消費者教育について
- 教科に関する教育活動と家庭教育 -

はじめに

2018年6月、通常国会において民法と関連する22の改正案が可決・成立した。民法の改正により、成年年齢は現行の20歳から18歳に引き下げられた。これまで成年年齢は20歳として定着していたが、2007年に国民投票法の成立、2015年の選挙権年齢の引き下げを機に、活発な議論が展開され今回の成立に至った。法は成立したが、4年の周知期間が設定されており、2022年4月1日から施行されることになる。高校では選挙権年齢引き下げの時と同様、在学中の生徒が誕生日を迎えるごとに成年となり、生徒の中に占める成年の割合が増えてくる。

選挙権年齢引き下げの際は、中学校の公民分野や高校の公民科を中心に、政治的教養として、また選挙権を適切な投票行動に結びつける指導が求められた。今回の引き下げにも、中学校や高校で習得した知識・理解をもとに、自覚した消費者となる指導が期待されている。特に、未成年者契約取消権（民法第5条）など法的な保護が得られない生徒を、深刻な被害者とさせないための指導は急務である。

高校には、主として公民科中心に、教科指導の早急な対応が求められている。公民科の指導内容とその扱いは学習指導要領に示されており、何れの学校でも記載された内容を逸脱することなく指導することになっている。しかし、新たな事態に対処するためには、従前の指導だけで充分ということではない。これまでの学習内容に加えて、より多くの時間を確保した上で実践的な指導が必要である。

ところがこの対応には様々な困難が伴う。例えば、教科に関する教育は複数の教員で担当することが多く、指導内容と方法、学習進度と評価などは、すべての生徒に公平かつ適切となるよう担当者間で調整している。従って、教員は他の教員と進度を合わ

せ、少なくとも他と著しく異なる内容とならないようにしている。そのため成年年齢引き下げという状況にあっても、教員個々の努力だけでは、これまでの授業内容を変更したり指導時間を確保することは難しい。些細なことと見逃されがちなこれら教育現場の事情は、社会の変化に機敏に対応するためには大きな障害となっている。

ところで消費者教育は、歴史的には古くから学校以外でも行われており、学校教育と連携して大きな役割を果たしてきた。特に家庭では、親が我が子の幼い頃から、意識的、無意識のうちに教え諭してきた。また国や地方の行政は、消費者問題に対応するための家庭教育・社会教育を支援してきた。そこで、今回の民法改正という状況においては、学校の業務や教員の職務からして、家庭と地域・関係機関との連携を強化し、消費者教育を充実させることが重要な方策といえる。

そのため本稿では、これまで公民科や家庭科中心に指導してきたこと、今後学校で指導すべきことを再確認したが、その上で、当面の変化に対応した効果的な教育のため、新たに家庭で指導すべきことを提起することとした。

一、消費者問題と消費者教育

1. 高校生の判断力と責任感

改正案が衆議院本会議で審議入りする直前の読売新聞の調査（2018年.4）では、すべての年代で高校生の自己の判断と責任に不安を感じている人が多く、引き下げに反対するという意見が5割を超えていた^①。その他、対象年齢や職場など立場の異なる同種のアンケートが公表されているが、数值はほぼ同じような傾向を示している^②。

本学の教職課程受講生にも、民法の成年年齢引き下げについて問題を提起した上で同様の調査（2017年.11）を実施している^③。

学生は19歳から20歳であり、同世代である高校生の印象について回答を得た。この集約された調査結果では、高校生が自立しているか否か判断することはできない。しかし、18歳になった高校生が、自立した行動や責任ある振るまいをしているか、学生が感じている印象を把握することができる。

「高校生は、精神的、経済的に自立が困難か」「18歳・19歳では、自己の判断と責任において自立的活動をするのは難しいか」という質問をしたが、捉え方は学生により随分異なるものがあった。ただし大方の傾向として、高校生は自己の判断と責任において充分行動できると感じている学生が多くいた。高校生はおおむね消費者として、消費者問題、消費者保護、消費者の責任について、知識と能力を持ち、責任ある行動ができると答えている。他のアンケート結果と数的な傾向に差はあるが、分別があるという回答をした学生も、押し並べてということで、少なからず自立していない生徒がいると感じている。

今回求められている消費者教育は、学力テストで点数の高い者を合格とし、低い者を不合格とする性格のものではない。すべての生徒の知識・能力を引き上げ、学力不足の者をなくす教育である。従っていずれの調査結果からも、一人の犠牲者も出さないため、従前に比しより充実した実践的指導と授業時間が必要だと確認できる。

2. 学習指導要領と消費者教育

2008年2月に民法の成年年齢引き下げについての法制審議会が設置された。2009年10月の法務大臣への答申では、「国民に理解されるよう国民的関心を高める周知徹底に努めるべきである」という意見もあり、その上で、「引き下げるのが適当である」とし、「若年者の自立を促すような施策」や「消費者被害の拡大の恐れ等の問題点の解決に

資する施策」が必要であるとしている。

引き下げが危惧される理由の一つは、学生の回答にみられたように、該当する若年層が未だ消費者としての知識・自覚が充分でなく、被害者になり易いという理由からである。そのため、早急な引き下げをすべきでないとする意見や、消費者教育の充実が必要であるという意見が出された。しかし、通常国会において民法が改正された今、未成年者契約取消権に代わる新制度と、時間をかけた充分な消費者教育が必要である^{④)}。

消費者教育は、これまで学校では教科教育を中心に積極的に行われてきた。教科の目標や大まかな教育内容は、法的拘束力がある学習指導要領に定められている。消費者教育についても公民科など関連した教科に、内容やその取り扱いが示されている。高度経済成長期には公害とともに、森永ヒ素ミルク事件（1950年）、スモン事件（1950年）、サリドマイド事件（1962年）、カネミ油症事件（1968年）など深刻な集団的消費者被害が大きな社会問題となった。1968年には消費者保護基本法が制定され、消費者保護の施策が意欲的に行われるようになった^{⑤)}。このことに伴い、1969年には中学校、1970年には高校の学習指導要領に、教科の内容として消費者保護の考え方が示されることになった。以降、ほぼ10年ごとに改訂された指導要領では、被害の種類、保護のための施策などを含め、次第に幅広く充実した内容へと変化してきた^{⑥)}。

近年、悪質商法による被害は生徒に身近で深刻なものとなっている。またインターネット通販やワンクリック請求など通信情報機器を媒介としたもの、クレジットカードによる多重債務など消費者の自覚を求めるものが増加している。2009年の学習指導要領では消費者教育は一段と重視され、小学校・中学校など初期の段階から関連した

(4)

成年年齢引き下げに対応した高校生への消費者教育について
－教科に関する教育活動と家庭教育－

知識を身につけるよう改善されている。社会科、技術・家庭科など、新たな要素が加わり一層の充実が図られるようになった。被害の実態とそのメカニズムの理解だけでなく、被害に遭わないための予防策、被害に遭った際の解決策までもが、教科教育の内容に含まれるようになっている。

3. 高校入学前の消費者教育

学習指導要領において小学校の家庭科は、「日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能」を身につけ、「生活をよりよくしようとする実践的な態度」を育てることを目標としている。消費に関する内容は、身近な消費生活と環境との関係から、物や金銭の使い方を考えさせ、児童が適切な買い物ができるようにすると示されている^{⑦)}。解説編にも詳述されており、これを基に学校には、家庭科の学習用具や実習材料など普段目にする身近な物を取り上げたり、日常の身近な買物を通して学ばせるような工夫が求められている^{⑧)}。またこの学習を通して、支払う金銭は家族が稼いだものと気付かせ、購入した物は本当に必要なものか考え、無駄遣いをせず物を有効に使えるよう指導することとされている。

中学校社会科の公民分野は、「公民として必要な基礎的教養」を培い、「国家・社会の形成者としての必要な公民的資質の基礎」を養うことを目指している^{⑨)}。消費に関しては、経済活動の意義を身近な消費生活を中心に理解させること、国や地方公共団体の消費者保護の役割を考えさせることなどが示されている。解説編には経済学習の出発点に消費を位置づけ、生徒に身近な消費生活から、企業活動とその責任、国や地方公共団体の政策、自立的支援含めた消費者行政へと発展させ指導するよう記載されている。授業では経済の仕組みの理解と併せて、消費者として責任ある行動ができる

よう指導することとされた^{⑩)}。

また中学校の技術・家庭科は、小学校家庭科の学習成果を踏まえ、「生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識と技術」を習得させ、「生活をよりよくしようとする能力と態度」を育てることを目標としている^{⑪)}。消費に関する内容としては、「消費者の基本的権利」や「販売方法の特徴」を理解し、適切な選択・購入・活用ができるようになることなどが示されている。解説編には詳細として、中学生は他の人の行動に関心をもつようになることから、家族の消費生活にまで学習領域を広げること、消費者基本法、消費者の権利や消費者保護の施策を理解させることなどが示されている。授業では生徒が強い関心をもつクレジットカードや電子マネーについて、特徴を理解させ実践に役立つ学習となるよう工夫が求められた^{⑫)}。

それぞれの教科指導は、指導内容の重複や欠落をなくし、限られた時間内に実践力を身につけさせる工夫が必要である。そこで消費者問題についても、中学校社会科公民分野と技術・家庭科の取り扱いには充分な関連が図られてきた。併せて、両教科・科目それぞれ個別の目標を達成するだけでなく、公民科と家庭科の連携により、相乗効果を生むよう工夫がなされてきた^{⑬)}。高校では中学校の学習を踏まえ、主に公民科と家庭科を通して、消費者に関する問題の理解を深めるようにしている。

二、高校の教科に関する消費者教育

1. 公民科「政治・経済」「現代社会」

高校の公民科は「広い視野に立って現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方にについての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有意な形成者として必要な公民としての資質を養う」ことを目標

としている¹⁴⁾。

教科は「政治・経済」「倫理」「現代社会」の3科目で構成されており、「政治・経済」と「倫理」の2科目、または「現代社会」1科目のいずれかを選択する必修科目としている。最低履修単位数は2単位である¹⁵⁾。

公民科のうち、消費者問題に関するを取り扱う科目は、社会の要請に合わせ名称や内容も少しずつ変化してきた。現行の指導要領では、主に「政治・経済」と「現代社会」において取り扱われている。中学校社会科を発展させた内容となっており、より詳細な理解が可能となっている。しかし、中学校では公民分野を三年生で履修することが多く、生徒に学習内容の重複として捉えられないよう、高校での扱い方に工夫が必要とされている。

科目としての歴史が長い「政治・経済」は主として、現代の政治、現代の経済、現代社会の諸課題という内容で構成されている。科目全体を通して、「政治・経済・国際関係について客観的に理解」し、それらの「諸課題を主体的に考察し公正に判断」できるようにすることを目標としている¹⁶⁾。

消費者問題を取り扱う歴史も長く、関係する事柄は主として現代経済の仕組みと特質、現代経済の諸問題として扱われており、教科書すべての内容を通して消費者問題を理解させ、生徒の適切な消費行動に結びつけようとしている。消費の主体である家計の役割については、所得の変化に伴い消費の内容や水準が変化すること、物価の変動など国民経済の動向、貿易や為替など国際経済の趨勢が家計を左右すること、国の政策や企業の活動から消費者の保護・消費者の自立支援について理解すること、自己破産問題など消費者自ら責任を自覚できるようにすることなど、重要な学習項目としている¹⁷⁾。

当初4単位の必修科目だった「現代社会」

は、2単位科目となり学校の事情により選択しやすい科目となった¹⁸⁾。主として、私たちの生きる社会、現代社会と人間としての在り方生き方、共に生きる社会を目指して、という内容で構成されている。「政治・経済」と同様、良識ある公民として必要な能力と態度を育てるという目標をもっている。ただし、科目全体を通して、現代社会と併せて人間についての理解を深めること、現代社会について考えるとともに、自らの在り方生き方について考察する力を養うところに特徴がある。

消費者問題の取り扱いも、主として私たちの生きる社会、現代社会と人間という項目の中で、在り方生き方としても理解させるよう扱われている。教科書の主な内容は、所得の変化に伴う消費の内容や水準の変化、物価変動や貿易や為替などの動向と家計、消費者の保護・消費者の自立支援、消費者自らの責任の自覚などであり、重要な学習項目は「政治・経済」と重なるところが多い。しかし「現代社会」は、人間との関わりをもって学ばせることが特徴であり、類似の内容でも扱いに違いを意識した授業がなされてきた。「政治・経済」と同様、教科書すべての内容を通して消費者問題について理解させるが、生徒の適切な消費行動・生活に至るまで、在り方生き方などに関連した取り扱いとなっている。

2. 家庭科「家庭基礎」

家庭科は、「人間の生涯にわたる発達と人間の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会のかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」ことを目標としている。「公民としての資質を養う」とある公民科が理論的であるのに対し、家庭科は「能力と実践的

な態度を育てる」として、より具体的なものとなっている¹⁹⁾。

教科は「家庭基礎」「家庭総合」「生活デザイン」の3科目で構成されており、生徒の多様な能力・適性、興味・関心などに応じて、必履修科目として1科目を選択履修させることとしている。履修数の最低は2単位である。

必修科目のうち、履修者数が多い「家庭基礎」は、家庭生活の充実向上のため能力と態度を育てるが、単位数が2単位と少なく基礎的・基本的な段階までの習得を目指す科目である。他方「家庭総合」は、同じく家庭生活の充実向上のため能力と態度を育てるが、知識と技術を総合的に習得させ、生活課題を主体的に解決できるようにさせる充実した科目である。また「生活デザイン」は、知識・技術などを体験的に修得する実験・実習などの学習を重視した科目である。この2科目は4単位科目である。いずれの科目も消費者問題に関する重要な学習項目としている²⁰⁾。

多くの普通科の高校では、「家庭基礎」を一年生もしくは二年生で履修させている²¹⁾。内容は、人の一生と家族・家庭及び福祉、生活の自立及び消費と環境、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動、などで構成されている。

消費に関する事柄は、日常の具体的な家庭生活と関連させ学ぶこととしている。解説編には、グローバル化や情報化、販売や流通の多様化、消費者と事業者の情報量の格差など消費者問題の背景を把握すること、消費者基本法と消費者の権利、消費者保護の施策、食品公害や不当表示など消費生活の現状、自己破産など消費者側の責任、消費者の自立支援について理解すること、親権とも関わる消費行動として適切な意志決定と行動ができるようにすること、生涯を見通した経済生活を考えられるようにする

ことについて、内容が詳細に示されている²²⁾。授業では何れも実生活に必要な実践的なものとし、賢い消費者として行動できるよう、また消費者被害に遭わないよう指導してきた。

3. 専門高校の専門科目

高校の生徒数は、普通科が7割強であるのに対し、専門学科・総合学科を合わせても3割弱と少ない²³⁾。専門学科や総合学科に在籍する生徒は、普通科に比べ高校が最終学歴となる生徒が多い。進学者の多い普通科の生徒より早く、厳しい経済社会で生活し働くことになる。消費に関しても、責任ある立場で選択・決定すべき機会が増えることから、より詳細かつ具体的な学習が必要である。そのため、これら学科のうち家政科や総合科のある高校では、「消費生活」という専門科目が設定されるようになった。また商業科の学校には、消費者教育を主たる目的としていないが、「経済活動と法」という専門科目が設けられている。

(1) 専門科目家庭「消費生活」

主として専門学科に開設される家庭科は、「家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」ことを目標としている。

設置された科目のうち「消費生活」は標準2単位であり、目標は「経済社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任、消費者と企業や行政とのかかわりなどに関する知識と技術を習得させ、消費者の支援に必要な能力と態度を育てる」こととしている²⁴⁾。

解説編には、消費者の権利と責任として、

成年年齢引き下げに対応した高校生への消費者教育について
－教科に関する教育活動と家庭教育－

(7)

消費者の権利と関係法規、契約と消費生活、決済手段と消費者信用について学ぶよう示されている。また消費者と企業・行政の関係として、商品情報と消費者相談、消費者の自立支援と行政、消費者教育について理解させるよう内容が示されている。これを受け学校では、買物相談、苦情処理などにはロールプレイングやディスカッションを、広告や商品パッケージ・包装については検討したり制作するなど極めて実践的・体験的な学習活動を取り入れた授業が行われてきた²⁵⁾。

ただしこの科目は、専門高校や総合高校の一部で選択されているに過ぎない。教科書は教科書会社が自ら製作したものではなく、文部科学省の著作物だけという状況にある²⁶⁾。家庭科教員の研究会がこの学習を充実させようと、演習ノートを作っている地域もあるが限られている²⁷⁾。

(2) 専門科目商業「経済活動と法」

商業は「商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を修得させ、ビジネスの意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」ことを目標としている。従って消費者問題に対処できる消費者の能力・態度を養うことを中心とする目標としているものではない²⁸⁾。

設置された科目のうち「経済活動と法」は、「ビジネスに必要な法規に関する基礎的な知識を習得させ、経済社会における法の意義や役割について理解させるとともに、経済事象を法律的に考え、適切に判断して行動する能力と態度を育てる」ことを目標としている。卒業後、商業に従事するであろう生徒のため、必要な法の基礎的知識として、経済社会と法、権利・義務と財産権、取引に関する法、会社に関する法、企業の責任

と法など、幅広い内容が盛り込まれている。取引に関する法は、2010年の改訂で従前の社会生活に関する法に加えて取り扱うようになったものである²⁹⁾。

解説編には、商業に従事する人のため、契約の種類と意義、意思表示の効果、契約の効力、契約自由の原則とその制限、契約の成立と無効・取消し、売買契約の意義及び売主と買主の権利・義務、消費貸借契約、使用貸借契約及び賃貸借契約、債務不履行に対する損害賠償請求と契約解除及び債務弁済の担保について、更に消費者保護の重要性、消費者基本法、不当景品類及び不当表示防止法、製造物責任法に関する法など詳述されている。他の教科では、消費者問題に関連して指導される領域である³⁰⁾。

商業高校では、卒業後大部分の生徒は商業関係の仕事に就くとして、責任あるその従事者となるための授業が行われてきた。商業関連の業者が利益をあげること、消費者が満足する商品を獲得することは必ずしも相反する行為ではない。従ってこの科目で学べば、生徒は消費者サイドに立って消費者問題を理解することもできる。

併せて商業に従事するであろう生徒には、消費者の利益を害さないという倫理的責任を認識させる必要がある。良識ある商業人として身につける事柄は、消費者が学ぶべき知識理解と一致するものがある³¹⁾。

三、成年年齢引き下げと高校教育の課題

1. 教科教育の実態と課題

先の調査（2017年.11）では、「高校生への教科による消費者教育は成果が充分期待できるか」「主権者教育と民法の成年年齢引き下げに関する教育の同時進行は混乱が生じるか」という質問項目を設け意見を聴取している³²⁾。高校三年の時期は忙しく負担が大きいという意見、消費者教育の期間を長くとるべきとする意見、他の教育活動で

の指導が必要であるとの意見があったものの、この時期の指導に肯定的な意見が多かった。

既に高校三年生を経験した学生の意見である。受験との関わりから答えた意見も多いが、主権者教育と並行して学ぶことに負担を感じていると受け止めていない。教科教育だけでは不充分だという感じを抱いている学生は少ない。ただし、これまで学生が高校で学習してきたのは、主に教科教育におけるものであり、公民科・家庭科の標準単位数を下まわらない程度の学習である。現時点で求められるのは、これまで以上に時間をかけた実践的に役立つ学習である。

ところで、学校における消費者教育は、これまでも教科教育を中心に懸命な指導が行われてきた。ところが、文部科学省が実施した教育委員会への調査では、今後の消費者教育には、学校の取組を更に充実させる必要があるという意見が多かった。その課題としては「人材不足」「予算不足」「情報不足」などへの対処があげられている³³⁾。これら調査結果に対する方策は、今後も継続して取り組んでいかねばならない。しかし消費者教育は、この結果に表れ出ていない学校現場の事情が、大きな課題であることに注目しなければならない。取るに足らないことのようであるが、これこそは消費者教育を進めていく上で大きな障壁となっているものである。困難を克服するため、改善策もしくは代替の策が検討されなければならない。

2. 単位数・授業時数と教科教育

18歳以上の生徒が、民法上成年として扱われるようになり、高校には今後、消費者として保護されない三年生の生徒が多く在籍するようになった。そこで授業では、これまでより多く消費者関連の時間を確保し、

具体的な知識を授け自覚を促すような取組が期待されることとなった。既に法改正を見越した授業や実践研究は、先進的なものとして評価されマスコミなどで注目されている。しかし何れの学校でも、試みもしくは研究として特別な授業を実施できても、通常の授業時間に組み入れるには課題が多いというのが実情である。

高校卒業までに必要な各教科の標準単位数は学習指導要領で定められている。個々の学校では、これら指導要領や関連規則に従って、一授業時間、一週間の授業時間、年間授業時間の他、全教科の卒業までの授業時間の配分など決めている。更に各教科・科目に配分された履修・修得単位数を、他の事情も配慮し教科ごと学年別に振り分け、教育課程を組んでいる。その場合、生徒の学力・進路希望・家庭や地域の事情を勘案し、教職員の考え方を参考にして最終的には校長が決定する。大学の入試問題の傾向や全国の高校の履修動向は本質的な要件ではないが、学校経営上大きな影響がありこの点も配慮される。

学習指導要領に教科の指導内容として消費者教育が記載されている公民科や家庭科は、各教科会で最大限に授業単位数を確保しようとするが、普通科高校では標準単位を超えることが難しい。地理歴史科の科目は、大学入試の主要な受験科目になることが多い、標準単位の2倍もしくはそれ以上履修させている。これに対し公民科は、主要な受験科目とならないことから、特別な事情がない限り標準単位を上回る履修計画は立てられない。仮に2単位科目であれば、週2時間、年間35週の授業を実施しても70時間である。

また、公民科の教科書は、地理歴史科の「世界史」や「日本史」に比べて、全体の文字数や頁数など記載内容が量的に少ない。「政

治・経済」では、2単位分として地理歴史科の半分程度である³⁴⁾。そのうち、先に示した消費者問題に関する該当頁は、おおよそ2~3頁であり、授業1時間程度の配当である。このような状況下で、民法の成年年齢引き下げを機に特別な授業時間は設けにくい。消費者問題に関する部分を丁寧に扱えば、他の单元の配当時間を減らさねばならない。

家庭科の消費者教育に関する内容は、親の同意権など家族生活、消費者問題など経済生活等々、公民科に比較してみると記載頁数が多く充実している。ところが、普通科の高校では、標準単位数が少なく教科書の記載内容も限られている「家庭基礎」が、比較的よく選択されている。大学入試の主要な受験科目とならないので、公民科と同様に最少の標準単位数だけとすることが多い。仮に2単位科目の「家庭基礎」であれば、年間35週の70時間である。この時間も学校行事や定期考査などで更に少なくなる。教室の授業を主とした消費者教育の授業に対し、調理実習や実験には生徒の関心が高く取組も積極的である。教科担任は教科全般への興味関心を高めるためこれらの授業に時間を割くことが多い³⁵⁾。限られた時間内に他の单元への配当を減らし、消費者問題に関する部分に時間を当てるのは難しい。

3. 授業担当・進度・評価と教科教育

教員の採用は、何れの都道府県でも地理歴史科と公民科に分けて実施していることが多い。この2教科の免許状は、ほとんどの教員が両教科とも所有している。以前は2つの教科は社会科としてまとまっていたこともあり、現在でも合同の教科会としているところが多い。そこで教員は、地理歴史科・公民科何れを専門としていても、学年担当や持ち時間の都合を優先させ、免許

さえ所有していればどちらの教科・科目も担当している。公民科を専門とする教員は、地理歴史科の教員が担当できなかった単位数の多い地理歴史の科目を持つことがある。地理歴史科を専門とする教員は、担当すべき時間数に不足する分を、単位数の少ない公民科の科目で補充することがある。単位数の少ない公民科は、教員の持ち時間を調整するため都合のよい科目となり易い³⁶⁾。学校によって公民科は、公民科を専門とする教員が、比較的多く担当する科目となることもある。

年度末に、教育委員会から各学校への専任教員の配置や学校の全授業時間数が伝えられる。その後、三月の春休み頃に校内の授業担当が決められる。その際、教科ごとに新年度実施される全授業数と、専任の教員が担当する時間数は必ずしも一致していない。教科会内的一部の教員の担当時間は、事情によって軽減される場合がある。各教員に平均的な時間数を配分した後、専任教員一人分に満たない余剰時間は、非常勤講師が担当することになる³⁷⁾。

この場合、非常勤講師が単位数の多い科目を受け持つと、出勤日を増やさなければならない。4単位科目であれば4日の出勤、2単位科目であれば2日の出勤となる。単位数の少ない公民科は、非常勤の教員にとって出勤日を抑え効率よく仕事ができるものとなる。非常勤講師の知識や指導力を問題とするのではない。しかし、常勤の教員に比べ、担当する教科の授業計画や授業展開に、独自性を発揮することなどには消極的にならざるを得ない立場にある。

家庭科も同様で、普通科の高校では、2単位科目を選択し標準単位を超えないことが多い。通例、教員は専任が一人で、二人になることは少ない。一人の持ち時間が16時間程度であれば、2単位科目で8クラス

(10)

成年年齢引き下げに対応した高校生への消費者教育について
- 教科に関する教育活動と家庭教育 -

担当が限界である。クラス数が増えれば、非常勤講師などの担当が必要になる。その他、仮に科目担当者が新任であった時、もしくは新任の指導担当になる場合は時間の軽減がある。またホームルームを担当した時、分掌や学年の主任になった時、教頭になった時も同様の軽減時間があり、講師時間が配当され多くの場合非常勤の講師が担当となる。公民科の場合と同様、授業計画や内容・方法を含め授業展開の自由度が低い立場にあり、特色のある授業を実施しにくくなる。

公民科・家庭科、何れも教科を何人で担当しても、定期テストは共通問題で実施するため、進度や指導内容は各クラス同じであることが原則とされる。評価の公正・公平さが求められ、指導していないところから試験問題は出せず、問題に出さないものは指導時間をかけにくい。授業にどのくらいの指導時間をかけるかは、生徒や保護者が気にするところである。クラスごとに大きく平均点の差がある場合は、問題の的確性だけでなく教科担任の授業内容や指導力が問題とされる。その結果、ここでも指導時間・指導内容は、担当教員ごとに独自性を發揮しにくい状況にある。更に遅くとも定期テストの1週間前にテストの時間割が発表されるが、試験の範囲は一番進度の遅いクラスに決めざるを得ない。進度の速いクラスは、時間割発表の後、試験までの期間は試験範囲外の学習となり、その先へ授業を進めることはできない。この点からも一人一人の教員が、重要な問題や喫緊の課題をテーマ学習として取り扱える時間は限られている。

四、成年年齢引き下げと消費者教育の課題

1、教科以外の活動による消費者教育

成年年齢引き下げに対応するため、教科

に関する教育活動は、今後も様々な工夫をしていかねばならない。しかし、既にみたように教科に関する教育活動だけでは、高校生に当面必要とされる実践力を身につけられない。従って今後は、限られた教科の授業時間内だけでなく、教科以外の教育活動においても更なる工夫が必要である。

消費者教育はこれまで、特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）、総合的な学習の時間も貴重な指導時間とされてきた。これを機に今後様々な工夫をし、消費者被害に遭わないよう、責任ある自覚した行動ができるようにしていかねばならない。

ホームルームは学級を家庭とみなしお家のような雰囲気の中で、他の人の話を聞き、考えを自由に表現し、共通の問題について理解を深めようとする場である。ホームルーム活動は「諸課題を解決しようとする自主的・実践的な態度や健全な生活態度を育てる」ことを目標としている³⁸⁾。教科書に載っていないこと、目新しいこと、一地方だけの身近なことなど、生徒が当面する課題に対応するのに適切な時間である。朝・帰りのS H R の時間、週一回のL H R の一時間は、担任の比較的自由な裁量が認められ、タイムリーに取り組め幅広い対応が可能である。生徒が当面する課題への対応に資する活動として、「社会生活における役割の自覚と自己責任」について学ぶ機会であり、消費者問題は今後はより積極的に取り扱うべき事柄である。

また学校行事は、行事を通して「協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的・実践的態度を育てる」ことを目標としている³⁹⁾。文化的行事の指導内容は、「平素の学習の成果を総合的に活かし、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりする活動を行う」こととさ

れている。本来、美しいものや優れたもの、芸術的なもの、伝統文化に触れ豊かな情操を養い、文化や芸術に親しむ機会である。しかし、生徒が意欲的に取り組んでいる文化祭などは、公私含めて資金・物品の貸借・購入・支払いなどが頻繁に行われている。普段とは異なるこの機会は、責任ある消費行動を具体的に観察し指導すべき時間となる。

旅行・集団宿泊的行事の指導内容は、「見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳についての望ましい体験を積む」活動を行うとされている。修学旅行は日常とは異なる環境の中での活動として、生徒が楽しみにしている行事である。以前のような名所旧跡や神社仏閣の観光は少なくなり、職場体験や社会体験、自然体験を学習の機会とすることが多くなった。しかし、いずれの行き先や活動をとっても、生徒の買物・飲食・遊戯には、日常の消費活動とは異なる慎重さが求められる。校内では見られない活動を、教員が観察し直接指導できる時間である。

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成」し、「自己の在り方生き方を考えることができるようになる」ことを目標としている⁴⁰⁾。学習指導要領には学習内容として、「情報化の進展とそれに伴う社会経済生活や消費行動の変化」「自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題」などの項目が例示されている。これらをテーマにした授業は、消費者問題に対応した有効な時間とすることができます。

2. 家庭の消費者教育に果たす役割

学校だけでは、高校生に当面必要とされ

る充分な実践力を身につけられない。学校以外の場において、更なる指導の工夫が必要である。その一つの方策として、家庭・地域・関係機関と連携しながら、この不足分を補うことが提起される。

教育基本法の第10条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とある。まずは成長段階に応じて、規範やルールを身につけさせることが必要である。消費生活において子どもと深い関わりをもつ、家庭教育の役割が見直されなければならない。

子どもにとって家庭は、基本的な消費生活の場である。家庭は親が獲得したものを資金とし、家族の生活が支えられている。子ども自身の持ち物の多くは、親が選び買い与えたものだったり、購入時に親が支払ったものである。自身の金銭による購入・契約さえ、もとは親のものであることが多い。子どもが大人と直に接する機会となる消費行動には、親が関与することが好ましい。その時々、金銭の提供者である親が適切な知識を授けることは、子どもの消費者教育として大きな効果がある。

併せて子どもは、その成長の段階に応じて適切な規範を身につけ、他との調和を図るために社会化していくことが必要である。家族の責任ある消費行動は、子どもの消費者としての自覚を促し、慎重な購買活動・消費生活をさせることとなる。親の消費者としての日常の意識と行動は、子どもに大きな影響を与える。親が慎重な契約を心掛けければ、子どもは親を模範とし、時に親に相談し、犠牲者にならないよう行動するようになる。この点からも、保護者には家庭で、模範となる消費者としての判断・行動が求

められる。

親が消費者教育の重要性を認識し、消費に関する一定の知識をもっていることは重要である。そのため、消費者問題に関連した家庭教育を充実させるため、親に充分な知識と指導力を持つことが必要である。特に最近は、インターネットや電子マネーの普及などにより、次々と新たな消費者教育を要する課題が現れ出ている。大人の、とりわけ親の社会変化に対応した、消費に関する学習が継続的になされる必要がある⁴¹⁾。従って国や地方自治体には、新しく成年者になる人だけでなく、その模範的な実践者であり重要な教育的役割をもつ親に対し、充分な支援や教育をするよう求められる。家庭教育の自主性を尊重しつつ、支援の必要な施策をとることが必要である⁴²⁾。

消費者教育は、歴史的には学校教育に先駆け社会教育において行われている。現在でも、消費生活に関わる学習活動は公民館などの社会教育施設、地域の消費生活センター等々で積極的に行われている。今回の民法の成年年齢引き下げに関連し、緊急の課題となった消費者教育、特に実践的な教育については家庭・地域での新たな対応が必要である。

あとがき

民法の成年年齢引き下げには、高校教育に関連したことに限っても、「18歳・19歳では、自己の判断と責任において自立的活動をするのは難しい」「主権者教育と民法の成年年齢引き下げに関する教育の同時進行は混乱が生じる」「親の義務と権利が消失すると、生徒指導に保護者の協力が得られなくなる」「学校徴収金の未納者は、保護者に対し請求出来ない場合が出てくる」など、様々な心配意見が出された。時期尚早であり反対だという意見もあった。しかし法案

が通過した今、求められるのは充分な知識を受け自覚を促す教育と、法的に保護されなくなった新たな成年者への代替的な施策である。

本稿では、充分な知識をもたせ責任を自覚させる教育について、その現状と課題について考察した。学校における消費者教育は、学習指導要領に基づき教科教育を中心に行われている。今後、特に当面、求められるのは更なる教科教育と教科以外の教育活動の充実である。しかし何よりも、消費者教育は歴史的には家庭が大きく関係してきたものである。実践的な教育を充実させるため、今後は家庭の役割が大きく期待される。

なお民法の成年年齢引き下げ関連し危惧されることとして、先に示した学校現場の混乱という問題があった。喫緊の課題として、別稿に当面の対応策を早急に提起したい。

注

- 01) 読売新聞の世論調査（2019.3.13～4.18実施）では、改正案に反対という回答は 56% であったとされている。また、「経済的に自立していない人が多い」「大人としての自覚を持つと思えないから」「精神的に未熟だから」という理由があげられていたと報じている。
- 02) 同種のアンケートは、坂勇一郎（2017）「有志アンケートによる成年年齢の引き下げ（中間報告）」耕文社、42～44頁など、対象年齢や職場など立場の異なるものが公表されている。
- 03) 愛知大学学生への調査（教職課程受講者、豊橋校舎 103 名、名古屋校舎 16 名）、自由記述（2017.11）【本稿参考資料 Q1】
- 04) 未成年者契約取消権に代わるものとして、消費者契約法を改正し、合理的な

- 判断ができない状況を悪用した契約は取り消されるようにすることが検討されている。
- 05) 消費者保護基本法（1968）、消費者の権利の一つとして「教育の機会が確保される」こと、消費者が自主的・合理的に行動できるよう「消費者の自立を支援する」ことが基本として示されている。
- 06) 「学校における消費者教育について」（2011）文部科学省、初等中等教育局、配付資料
- 07) 小学校学習指導要領（文部科学省、平成20年3月告示）第8節、家庭、117～122頁
- 08) 小学校学習指導要領解説（文部科学省、平成20年6月）家庭編、東洋館出版社、「身近な消費生活と環境」59～61頁
- 09) 中学校学習指導要領（文部科学省、平成20年3月告示）第2節、社会、公民分野、29～34頁
- 10) 中学校学習指導要領解説（文部科学省、平成20年7月）社会編、日本文教出版、公民分野「市場の働きと経済」「国民の生活と政府の役割」124～131頁
- 11) 中学校学習指導要領（文部科学省、平成20年3月告示）第8節、技術・家庭、家庭分野、88～92頁
- 12) 中学校学習指導要領解説（文部科学省、平成20年7月）技術・家庭編、教育図書、家庭分野「身近な消費生活と環境」66～68頁
- 13) 「家庭科・公民科間における分業的相互補完的役割の明確化－教科書分析を通じて－」岩井省一、209～218頁
- 14) 高等学校学習指導要領（文部科学省、平成21年3月告示）第3節、公民、31頁
- 15) センター試験受験者数（2017年度）、「現代社会」（1978年の新設科目）76,490

- 人、「政治・経済」（1960年の新設科目）54,243人
- 16) 高等学校学習指導要領（文部科学省、平成21年3月告示）第3節、公民、政治・経済、34～36頁
- 17) 高等学校学習指導要領解説（文部科学省、平成21年12月）公民編、41～58頁
- 18) 高等学校学習指導要領（文部科学省、平成21年3月告示）第3節、公民、現代社会、31～33頁
- 19) 高等学校学習指導要領（文部科学省、平成21年3月告示）第9節、家庭、93～100頁
- 20) 高等学校学習指導要領解説（文部科学省、平成22年1月）家庭編、5～7頁
- 21) 野中美津枝ほか（2011）「高等学校家庭科の履修単位数をめぐる現状と課題」、175～184頁
- 22) 高等学校学習指導要領解説（文部科学省、平成22年1月）家庭編、16頁
- 23) 文部科学省「学校基本調査」（平成24年度）学校種別の就職率は、全日制の「普通科」では7.4%であるのに対し、「専門学科」では43.6%、「総合学科」では25.4%である。定時制の専門高校では45.5%である。
- 24) 高等学校学習指導要領（文部科学省、平成21年3月告示）第9節、家庭
- 25) 高等学校学習指導要領解説（文部科学省、平成22年1月）家庭編
- 26) 文部科学省の著作物を、出版社教育図書が教科書として出版している。
- 27) 愛知県では、愛知県家庭科研究会が演習ノート「消費生活ノート」を作成している（愛知県教育振興会）。
- 28) 高等学校学習指導要領（文部科学省、平成21年3月告示）第3節、商業、186～204頁

(14)

成年年齢引き下げに対応した高校生への消費者教育について
－教科に関する教育活動と家庭教育－

- 29) 高等学校学習指導要領解説(文部科学省、平成 22 年 1 月) 商業編、第 10 節、経済活動と法、42 ~ 45 頁
- 30) 高等学校学習指導要領解説(文部科学省、平成 22 年 1 月) 商業編、43 ~ 44 頁
- 31) 本多吉則「成年年齢の引き下げについて」東京都立芝商業高等学校(2008.4)
- 32) 愛知大学学生への調査(教職課程受講者、豊橋校舎 103 名、名古屋校舎 16 名) 自由記述(2017.11)【本稿参考資料 Q2】
- 33) 文部科学省「消費者教育に関する取組情況調査」(2010)
- 34) 今村光章、岩井省一(2000)「高等学校公民科教科書「政治・経済」における消費者問題の取り扱いに関する一考察」、45 ~ 55 頁
- 35) 専門高校でも、家庭科の中では、食育・保育に人気があり、生徒の取組が積極的だといわれる。なかでも、調理実習は特に真剣に取り組む生徒が多く、何れの学校でもそのための時間を多く取っている。
- 36) 仮に「世界史」週 4 時間を 4 クラスを担当し 16 時間担当しようとしたところ、ホームルーム担任を受け持ち、ホームルーム活動の 1 時間分が多くなり 17 時間となる。この場合、「世界史」を 3 クラス、2 単位科目を 1 クラス担当し総計 15 時間にする。
- 37) 他の分掌主任(教務主任、進路主任)等に就いた場合も同様に授業時間の軽減措置がある。また、新任の教員が配属された場合、新任の教員と新任の指導教員も軽減される。更に、教頭が授業をもつ場合にも、一人あたり 9 時間とか 6 時間と少ない担当時間となる。
- 38) 高等学校学習指導要領(文部科学省、平成 21 年 3 月告示) 第 5 章、特別活動、ホームルーム活動、294 頁
- 39) 高等学校学習指導要領(文部科学省、平成 21 年 3 月告示) 第 5 章、特別活動、学校行事、295 頁
- 40) 高等学校学習指導要領(文部科学省、平成 21 年 3 月告示) 第 4 章、総合的な学習の時間、292 ~ 293 頁
- 41) 「消費者教育実践の手引き - 親子を対象とした教育実践 - 」平成 23 年度、文部科学省消費者教育推進委員会
- 42) 文部科学省「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」(2010)

参考資料

- Q1) 「幼稚で無理である」「周りに流されやすい」「社会の常識をほとんど知らず、自己責任・自己判断とするには無理がある」という意見は少数であり、「18・19 でも自立している人もいる」「子どものような大人がいる。大人よりもな子どももいる」と、18 歳になれば、充分な判断力があり自立しているという意見が多かった。
- Q2) 「本来の授業に集中できなくなる」「大学受験と成人を迎えるのが同時では忙しい」「受験という精神的に不安定な時期である」と、高校三年の時期は忙しく負担が大きいという意見があった。「導入したすぐの年は、突然のことで理解しきれない」「小学校から長い間指導し、定着させるべきである」「中学校の時から自立を促す指導が必要である」「政治・経済を高校 2 年生までの必修科目とし、高校生の早いうちに教育すべきである」と、時期の問題と併せて期間を長くとるべきとする意見も多くみられた。また、「授業のなかの消費

者教育は、内容が薄いので不充分である」「家庭科や公民科だけでなく、ホームルーム活動などでの指導が必要である」「生徒指導として指導すべきことがらである」と、他の教育活動での指導が必要であるとの意見もみられた。更に、「選挙への理解も深まり、相互によりよい影響がある」「社会のことがリアルに感じられ教育内容と結びつけ学べるようになる」「18歳で成人になれば教員の指導の下で成人になれる」と、この時期の指導に肯定的な意見もあった。

参考文献

- ・平澤慎一（2017）「民法の成年年齢の引下げの問題情況－18・19歳が「未成年者取消権」を失うことの問題点とその対策－」『消費者法ニュース 110』、耕文社、29～45頁
- ・坂勇一郎（2017）「有志アンケートによる成年年齢の引下げ（中間報告）」、『消費者法ニュース 110』、耕文社、42～44頁
- ・中村新造（2017）「法務省民法成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集について」、『消費者法ニュース 110』、耕文社、44～45頁
- ・岩井省一（2009）「家庭科・公民科間における分業的相互補完的役割の明確化－教科書分析を通じて－」、『消費者教育』、日本消費者教育学会、209～218頁
- ・今村光章、岩井省一（2000）「高等学校公民科教科書「政治・経済」における消費者問題の取り扱いに関する一考察」仁愛女子短期大学『仁愛女子短期大学紀要』通算32号、45～55頁
- ・小玉重夫（2010）「成年年齢引き下げの論点と学校教育への影響」教育時事ワイド解説（3）、『教職研修 vol.38-5』通号449-01、教育開発研究所、80～85頁
- ・西村隆男（1999）『日本の消費者教育』、有斐閣、82～101頁
- ・岩井省一「高等学校公民科「現代社会」における消費者問題の取り扱い」河合塾、156～160頁
- ・岩井省一「高等学校公民科における消費者問題の取り扱い－消費者保護の記述を中心にして－」河合塾、85～89頁
- ・小南典子（2010）「民法の成年年齢の引下げと高等学校運営 - シティズンシップ教育としてのケーススタディーを中心に」四天王寺大学紀要、四天王寺大学紀要編集委員会編
- ・高校教育研究会編（2002）「民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」を読む、月刊高校教育
- ・野中美津枝ほか日本家庭科教育学会（2011）「高等学校家庭科の履修単位数をめぐる現状と課題－16都道府県の教育課程調査を通して」日本家庭科教育学会誌54（3）、175～184頁